三田市規則第29号

三田市里山と共生するまちづくり条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、三田市里山と共生するまちづくり条例(平成30年三田市条例第50号。以下「条例」といいます。)の施行に関して必要な事項を定めるものとします。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例により ます。

(設置の許可)

- 第3条 条例第17条第1項(条例第25条第1項において準用する場合を含みます。以下第5条第3項第2号において同じです。)の許可の申請は、設置許可申請書により行うものとします。
- 2 前項の設置許可申請書には、条例第20条第1項に規定する説明の実施状況を 記録した近隣説明実施記録及び別表第1に掲げる図書を添付しなければなりませ ん。
- 3 市長は、第1項の申請があった場合において、条例第18条第1項に掲げる基準に適合していると認めたときは設置許可通知書を、適合していないと認めたときは設置不許可通知書をその理由を付して事業者に通知するものとします。

(近隣関係者)

- 第4条 条例第20条第1項(条例第25条第1項において準用する場合を含みます。)の規則で定める者は、太陽光発電設備の設置に伴い生活環境に著しい影響を受けるおそれがある者として次の各号に定める者とします。
 - (1) 事業区域に隣接する土地について所有権又は借地権(建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除きます。)をいいます。)を有する者
 - (2) 前号の土地に存する建築物について所有権、使用貸借による権利又は賃借権を有する者
 - (3) 地元自治会等(事業区域又は事業区域に隣接する土地を含む字の区域その他

市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいいます。) に所属する関係住民

- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者 (変更の許可等)
- 第5条 条例第21条第1項(条例第25条第1項において準用する場合を含みます。)の許可の申請は、変更後の設置許可申請書により行うものとします。
- 2 第3条第2項及び第3項の規定は、前項の申請について準用します。
- 3 条例第21条第1項ただし書(条例第25条第1項において準用する場合を含みます。)の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとします。
 - (1) 条例第17条第2項第1号又は第6号に掲げる事項の変更
 - (2) 条例第17条第2項第4号に掲げる事項の変更のうち、次に掲げるもの
 - ア 太陽光発電設備の明度又は彩度を低下させる場合における当該明度又は彩度の変更(当該明度又は彩度の変更に係る部分について、その色相の変更を 伴わない場合に限ります。)
 - イ 事業区域内の森林又は緑地(以下「森林等」といいます。)の面積を増加 させる場合における当該森林等の面積の変更(当該森林等の面積の変更に係 る部分以外の当該森林等の部分について、その位置の変更を伴わない場合に 限ります。)
 - ウ 太陽光発電設備の水平投影面積を減少させる場合における当該水平投影面積の変更(当該太陽光発電設備について、水平投影面積の減少に係る部分以外の部分の位置及び太陽電池モジュールの傾斜角度の変更を伴わない場合に限ります。)
 - エ 太陽光発電設備の構造耐力上主要な部分以外の部分(太陽電池モジュール に係るものを除きます。)の材料又は構造の変更
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、変更後においても施設基準に適合する ことが明らかな変更
- 4 条例第21条第2項の規定による届出は、前項第1号の変更の場合にあっては 事業者等の氏名等の変更届出書を、同項第2号の変更の場合にあっては事業計画 軽微変更届出書により行うものとします。
- 5 前項の事業者等の氏名等の変更届出書には、別表第2に掲げる図書を添付しなければなりません。

(標準処理期間)

- 第6条 第3条第1項の設置許可申請書又は第5条第1項の変更後の設置許可申請 書が提出されてからその申請に対する許可又は不許可の処分をするまでに通常要 すべき標準的な期間は、次のとおりとします。
 - (1) 第3条第1項の設置許可申請書 当該申請書が提出された日の翌日から起算 して60日を経過する日
 - (2) 第5条第1項の変更後の設置許可申請書 当該申請書が提出された日の翌日 から起算して45日を経過する日

(工事着手の届出)

第7条 条例第23条(条例第25条第1項において準用する場合を含みます。) の規定による届出は、工事着手届出書により行うものとします。

(工事完了の届出等)

- 第8条 条例第24条第1項(条例第25条第1項において準用する場合を含みます。)の規定による届出は、工事完了届出書により行うものとします。
- 2 前項の工事完了届出書には、別表第3に掲げる図書を添付しなければなりません。
- 3 市長は、条例第24条第2項の規定による検査の結果、設置工事が当該許可の 内容に適合していると認めたときは、工事検査済通知書により事業者に通知する ものとします。

(増設等の工事等)

- 第9条 条例第25条第1項の規則で定める行為は、次に掲げるもの(これらの行 為に係る工事の完了後において、その事業区域の面積が300平方メートル以上 であるものに限ります。)とします。
 - (1) 太陽光発電設備の増設であって、当該増設後の太陽光発電設備の水平投影面積が増設前の水平投影面積の1.2倍以上となるもの
 - (2) 太陽光発電設備の移転、修理又は改造(以下「移転等」といいます。)で、 当該移転等に係る太陽光発電設備の部分の水平投影面積が当該設備の水平投影 面積の2分の1以上となるもの
 - (3) 事業区域の面積を変更する行為であって、次に掲げるもの ア 当該行為により増減する事業区域の面積が変更前の事業区域の面積の10 分の3以上であるもの

- イ 当該行為により増加する事業区域の面積が300平方メートル以上である もの
- ウ 事業区域の面積が300平方メートル未満の太陽光発電設備について、当 該行為により事業区域の面積が300平方メートル以上となるもの
- 2 条例第25条第2項の規定による届出は、事業者等の氏名等の変更届出書により行うものとします。
- 3 前項の事業者等の氏名等の変更届出書には、別表第2に掲げる図書を添付しなければなりません。

(工事廃止等の届出)

- 第10条 条例第26条第1項又は第3項の規定による届出は、それぞれ工事廃止 届出書又は設備廃止届出書により行うものとします。
- 2 前項の工事廃止届出書又は設備廃止届出書には、別表第4に掲げる図書を添付しなければなりません。

(公表の方法)

第11条 条例第30条第1項の規定による公表は、告示及び市ホームページへの 掲載等により行うものとします。

(申請書等の提出部数)

第12条 この規則の規定により市長に提出する申請書、届出書及びそれらの添付 図書等の部数は、正本1部及び副本1部とします。

(様式)

第13条 この規則の施行に関し必要な様式は、市長が別に定めます。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は市長が別 に定めます。

付 則

この規則は、平成31年1月4日から施行します。

別表第1(第3条関係)

	図書の種類	縮尺	明示すべき事項等
1	設計説明書		(1) 事業者等の概要
			(2) 事業区域等の概要
			(3) 工事の概要
			(4) 事業区域の周辺地域の景観との調和及

		び事業区域内の緑地の保全に関する設計
		の概要
		(5) 防災上の措置に関する設計の概要
		(6) 安全性の確保に関する設計の概要
		(7) その他市長が必要と認める事項に関す
		る設計の概要
2 位置図	1/10,000以上	(1) 方位
, , , , , , ,		(2) 事業区域の位置
		(3) 周辺の土地利用及び地形の状況
		(4) 周辺の道路、市街地、集落地及び主要公
		共施設の位置及び名称
		(5) 事業区域内において排出される雨水の
		流末又は河川への経路
		(6) 関係法令に基づく規制区域等
3 区域区	1/2,500以上	(1) 方位
		(2) 事業区域の境界
		(3) 土地の形状
		(4) 府県界及び市町界
		(5) 市町の区域内の町又は字の境界
		(6) 事業区域及び事業区域に隣接する土地
		の地番、土地に関する権利の種別及びそ
		の権利者の氏名又は名称並びに当該土地
		に存する建築物に関する権利の種別及び
		その権利者の氏名又は名称
4 求積図	1/500以上	(1) 方位
		(2) 事業区域の面積の求積に必要な寸法及
		び算式
		(3) 事業区域内に現存する森林等の面積及
		び保全する森林等の面積の求積に必要な
		寸法及び算式
		(4) 工作物の水平投影面積の求積に必要な
		寸法及び算式
		(5) 湖沼、ため池等の水面の面積の求積に
		必要な寸法及び算式
5 現況図	1/2,500以上	(1) 方位
		(2) 事業区域の境界
		(3) 地形及び土地利用の状況

		(4) 事業区域内に現存する森林等の位置及
		びその主要な樹種
		(5) 現況植生の状況
		(6) 現況写真との照合符号及び撮影方向
6 現況写真		事業区域内及び事業区域周辺の状況が分
		かるカラー写真
7 配置図	1/1,000以上	(1) 方位
	1, 1, 0000, 1	(2) 事業区域の境界
		(3) 道路及び目標となる地物
		(4) 工作物の位置、形状及び寸法
		(5) 事業区域内に保全する森林等の位置、
		形状及び面積
		(6) 事業区域内の植栽計画
		(7) 事業区域内の塀、柵、擁壁等の位置及び
		形状
		(8) 植栽等による景観上有効な遮蔽計画
8 平面図	1/500以上	(1) 工作物の形状、寸法、材料の種別、仕上
		げ方法及び色彩
		(2) 植栽等による遮蔽計画
9 立面図	1/500以上	(1) 工作物の形状、材料の種別、仕上げ方法
		及び色彩
		(2) 植栽等による遮蔽計画
10 断面図	1/500以上	(1) 工作物の形状及び高さ
		(2) 工作物を設置する地盤の形状及び勾配
		(3) 太陽電池モジュールの傾斜角度
1 1 完成予想		
カラー図		
12 反射光影		太陽電池モジュールの反射光による周囲
響予測図		への影響予測範囲
13 造成計画	1/1,000以上	(1) 方位
平面図		(2) 事業区域の境界
		(3) 切土又は盛土(以下「切土等」といいま
		す。)を行う土地の位置及び形状
		(4) 切土等を行った後の地盤面の計画高
		(5) 崖又は擁壁の位置
		(6) 法面の保護の方法
L	I	1

	T	
		(7) 縦横断線の位置
1 4 造成計画	1/1,000以上	(1) 事業区域の境界
縦横断図		(2) 切土等を行う前後の地盤面
		(3) 崖又は擁壁の位置
		(4) 法面の保護の方法
15 排水施設	1/500以上	(1) 排水区域の区域界
計画平面図		(2) 排水施設の位置、種類、材料、形状、内
		。。。 法寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位
		置及び放流先の名称
16 崖の断面	1/50以上	(1) 崖の高さ、勾配及び土質
図		(2) 切土等を行う前後の地盤面
		(3) 崖面の保護の方法
17 擁壁の断	1/50以上	(1) 擁壁の寸法及び勾配
面図		(2) 擁壁の材料の種別及び寸法
		(3) 裏込めコンクリートの寸法
		(4) 透水層の位置及び寸法
		(5) 水抜穴の位置、材料及び内法寸法
		(6) 擁壁を設置する前後の地盤面
		(7) 基礎地盤の土質
		(8) 基礎ぐいの位置、材料及び寸法
18 工作物の	1/50以上	構造耐力上主要な部分である部材(接合
構造図		部を含みます。)の位置、寸法及び構造方法
		並びに材料の種別及び寸法
19 管理方法		(1) 管理者等の概要
説明書		(2) 管理の方法等の概要
		(3) 廃止後において行う措置に関する計画
		の概要
		(4) 計画的な撤去及び処分費用を確保する
		ための想定積立金額と毎月の積立金額を
		明らかにした計画の概要
		(5) その他市長が必要と認める事項に関す
		る概要
20 廃止後の	1/1,000以上	廃止後において行う措置に関する計画
措置を示した		
平面図		

21国道及び県道から容易に望見できないことを示した資料	容易に望見できないことを示した太陽光 発電設備配置予想写真等資料
2 2 その他市 長が必要と認 める図書	他法令に関する許可等の写し等

別表第2(第5条、第9条関係)

		11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11			
	図書の種類	明示すべき事項等			
1 変更内容の		(1) 事業者等の変更の内容			
	分かる図書	(2) 管理の方法等の変更の内容			
	2 その他市長				
	が必要と認め				
る図書					

別表第3 (第8条関係)

図書の種類		明示すべき事項等		
1	工事写真	設置工事の各工程の状況及び工事完了後の状況が分		
		かるカラー写真		
2	完成図面	竣工の内容が確認できる図面		
3	その他市長が必	他法令に関する許可等の写し等		
要と認める図書				

別表第4(第10条関係)

	(2)			
	図書の種類	縮尺	明示すべき事項等	
1	廃止前の現況写		廃止前の太陽光発電施設等の現況が分か	
]	真		るカラー写真	
2	廃止後の措置を	1/1,000以	廃止後において行う措置に関する計画	
j	示した平面図	上		
3	その他市長が必			
<u>ī</u>	要と認める図書			